

議案第百三号

三朝右岸幹線管渠築造工事（六三一―二）請負契約の締結についての議決の一部変更  
について

次のとおり三朝右岸幹線管渠築造工事（六三一―二）請負契約の締結についての議決（昭和六十三年九月二十八日）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年十二月七日

三朝町長 安田真一郎

平成元年拾貳月七日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

四 契約金額中「一五六、〇〇〇、〇〇〇円」を「一五七、三九六、六八〇円」に改める。